



青警本保第84号  
平成24年2月6日

社団法人 青森県医師会会長 殿

青森県警察本部生活安全部  
保 安 課



### 診断書の様式改正に伴う周知依頼について

厳寒の候、貴台におかれましては、ご清栄のことと存じます。

また、平成21年12月4日付けで施行された銃砲刀剣類所持等取締法により、精神保健指定医作成の診断書が、銃砲所持許可申請における添付書類となりましたが、貴台の深い御理解と御協力を頂き、これまで円滑に銃砲行政を運営しておりますことについて、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第3、4及び5項に規定する項目について不備無く診断していただくために、銃砲所持許可申請の対象者に対し診断書の様式を示しておりましたが、平成24年4月1日付けで改正介護保険法が施行されることに伴い、診断書の様式内における認知症に関する規定条文を同法「第8条第16項」から「第5条の2」に変更させていただくこととなりました。

警察といたしましても、銃砲所持許可申請の対象者に対して、新たな様式による受診の周知を図っていくところですが、今後の円滑な銃砲行政の実現のためには貴団体の協力が必要不可欠なところであります。

つきましては、改正後の介護保険法の条文に訂正した診断書を添えさせて頂きますので、貴台におかれましては、傘下関係会員に対して御周知いただきますとともに、引き続き診断書作成に係る御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

なお、銃砲所持許可申請における不許可処分等は、診断書のみで判断するものではなく、各都道府県公安委員会の判断、責任において行うものであることを申し添えます。

【担当】青森県警察本部生活安全部保安課危険物係 電話 017-723-4211

# 診 断 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生 \_\_\_\_\_

- |  |       |
|--|-------|
| ① 統合失調症であるか  | ある・ない |
| ② そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）であるか  | ある・ない |
| ③ てんかん（発作が発生するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）であるか    | ある・ない |
| ④ 前記①～③に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気であるか | ある・ない |
| ⑤ 介護保険法第5条の2に規定する認知症であるか   | ある・ない |
| ⑥ アルコール中毒者であるか   | ある・ない |
| ⑦ 麻薬中毒者であるか  | ある・ない |
| ⑧ 大麻中毒者であるか  | ある・ない |
| ⑨ あへん中毒者であるか   | ある・ない |
| ⑩ 覚せい剤中毒者であるか  | ある・ない |

上記のとおり診断いたします。

平成 年 月 日

所 在 地  
病院又は診療所の名称  
電 話 番 号  
医 師 氏 名

印

※ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2に規定されている、申請書に添付する診断書は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項」に規定する「精神保健指定医」が作成したもの、又は青森県公安委員会が特に認めた医師が作成したものに限ります。

※ 診断書の有効期間は診断日から3か月以内のものとなります（申請時に有効であること）。